

お知らせ

木造住宅の地震対策

市の事業を活用し、地震に備えましょう。

耐震診断士派遣事業

市の派遣する診断士が住宅の耐震性を診断します。

対象 Ⅱ 次の全てに該当する住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工 ②構造が木造在来軸組工法 ③2階建て以下 ④建築後大規模な増築を行っていない ⑤専用住宅（店舗などを兼ねる場合は2分の1以上が住宅） ■自己負担額 Ⅱ 千円 ■必要書類 Ⅱ ①派遣申込書（市ホームページに掲載） ②建築確認済証の写しまたは固定資産課税明細書の写し ③建築時の図面 ■募集戸数 Ⅱ 12戸

耐震改修工事助成事業

市の耐震診断士派遣事業を行った住宅の耐震改修工事に助成をします。

対象 Ⅱ 判定値が1・0未満の住宅 ■助成金額 Ⅱ 工事・設計・監理に要する費用の2分の1以内（上限60万円） ■その他 Ⅱ 予算額に達した時点で終了。工事契約・着手前に申請をします。

請が必要。 ▼共通 ■受付開始日 Ⅱ 5月16日 Ⅲ ■問い合わせ・申請先 Ⅱ 本庁建築住宅課建築指導係（内線544）

被災者支援団体を支援

東日本大震災による被災者や避難者の支援事業を市内の団体が行う場合、補助金を交付します。

対象事業 Ⅱ 29年度に行う事業 ※要件に該当すれば週及も可 ■補助金額 Ⅱ 必要経費の2分の1以内（1団体当たり上限20万円） ■申請方法 Ⅱ 所定の様式（市ホームページに掲載）を提出 ■申請期限 Ⅱ 12月28日 ※予算額に達した時点で終了 ■問い合わせ Ⅱ 本庁福祉課地域福祉係（内線238）

全日本田植選手権大会

水沢農業高校を会場に伝統の田植選手権大会がことしも開催。高校生の部、一般の部合わせて25チームが参加し、苗かごをバトンに11人がリレーします。今ではめずらしい手植えによる速さと正確さが審査の対象です。

開催日 Ⅱ 5月22日 Ⅲ、7月20日 Ⅲ、9月20日 Ⅲ、11月20日 Ⅲ、30年1月22日 Ⅲ、3月20日 Ⅲ ■開催時間 Ⅱ ①午前10時～11時 ②午後1時～2時 ■場所 Ⅱ 盛岡地区合同庁舎講堂C（8階） ■申請に必要なもの Ⅱ 登録しようとする銃砲刀剣類、登録申請書（当日配布）、刀剣類発見届出済証（警察署で交付）、委任状と代理人本人の確認書類（代理人出席の場合） ■手数料（1振りにつき） Ⅱ 再交付3500円、新規登録6300円 ■問い合わせ Ⅱ 県教育委員会事務局生涯学習文化課（☎019-629-16182）

いわて就職面接会Ⅰ

県内での就職を希望している人へ、150社以上の企業との面談の場を提供します。 ■日時 Ⅱ 6月2日 Ⅲ 午後1時～4時半 ■場所 Ⅱ 岩手産業文化センター（アピオ） ■対象 Ⅱ ①30年3月卒業予定の学生（大学院、大学、短大、高専、専門・専修） ②既卒者 ③一般の求職者 ■内容 Ⅱ 企業との面談、就職関連情報の提供、就職相談など ■問い合わせ Ⅱ 公財）ふるさといわて定住財団（☎019-653-8976）

銃砲刀剣類登録審査会

美術品や骨董品として価値のある、火縄式鉄砲などの古式鉄砲や刀剣類を所有するには、警察署への届け出のほか、登録の審査を受ける必要があります。

胆沢病院市民講演会

講師に奥州歯科医師会の千葉雅之先生を迎え、「お口から健康教室・歯周病は万病のもと」と題した講演を行います。最新情報を学び健康寿命を延ばしましょう。

日時 Ⅱ 5月23日 Ⅲ 午後6時～ ■場所 Ⅱ 胆沢病院玄関ホール ■問い合わせ Ⅱ 胆沢病院地域医療福祉連携室（☎241-21・内線1065）

ことしも市内各地で 思い出カフェ をオープン

認知症の人とその家族、地域の皆さん、保健・福祉・介護専門職など、誰でも気軽に参加できる「思い出カフェ」を毎月1回市内全域で開催します。どなたでも、どこにでも参加できます。日程など詳しくは市地域包括支援センター、在宅介護支援センターにお問い合わせください。

Table with 3 columns: 担当, カフェ名, 会場. Lists various cafes and their locations across different districts like 水沢, 江刺, 前沢, 胆沢, 衣川.

工業統計調査を実施します

平成29年6月1日時点で従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に実施します。

- 我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする重要な統計で、統計法に基づく報告義務のある重要な調査です。調査結果は中小企業施策や地域振興などのための基礎資料として利活用されます。
●調査票に記入された内容は、統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。
●調査員が事業所へ調査票を配布しますので、調査票による回答またはインターネットからご回答ください。調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。

■問い合わせ 本庁政策企画課統計係（内線443）

固定資産税の課税にかかる土地・家屋の現況調査

市は毎年、公正で適正な課税を行うため、固定資産税の課税対象となる土地と家屋の現況調査を実施しています。調査員として、身分証明書を携帯した市職員が敷地内に立ち入ることがあります。ご理解とご協力をお願いします。

- 台帳に基づき、地目や家屋の種類などを確認します。
●台帳と相違する場合や記載されていない場合は、次年度から課税額が変更になったり、新しく課税されたりする場合があります。
●所有者などの確認のため、お話を伺うことがあります。
●所有者が不在でも調査する場合があります。
●調査員が市税などを徴収したり、家屋の修繕を勧めたり、業者を斡旋したりすることは一切ありません。

■問い合わせ 本庁税務課土地係・家屋係（内線352～357）

広告

広告